

## 川崎区総合計画策定推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市の総合的な計画における実施計画に位置づけられる川崎区区計画  
(以下「区計画」という。)の策定及び当該計画に基づく施策を推進するため、  
川崎区総合計画策定推進本部(以下「区本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 区本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区計画の策定に関すること。
- (2) 区計画に係る施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な区役所のあり方の検討及びその他必要な事項

### (構成等)

第3条 区本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部長は、区本部を代表し、区本部の事務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 区本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、区本部会議に関係職員を出席させることができる。

### (幹事会)

第5条 区本部に、第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の座長は、副区長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、主宰する。

(ワーキンググループ)

第6条 区本部は、区本部会議の円滑な運営を図るため、各事案の整理・推進等を行う分野別のワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、各事業に係る所管課の担当者等を中心に構成する。

(庶務)

第7条 区本部の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区本部の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補職名
区長
副区長
区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長
道路公園センター所長
大師支所長
田島支所長
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長

別表 2 (第 5 条関係)

補職名
副区長
危機管理担当課長
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長
区民サービス部区民課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域ケア推進課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保護第 1 課長
道路公園センター担当課長〔管理〕
大師支所区民センター室長
田島支所区民センター室長